

令和 4 年度

豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画）

新旧対照表

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2022年5月、10月修正）	修正（2023年修正）	備考
	第1編 総則	第1編 総則	
	第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
12	3 指定地方行政機関 表中 機関名：東海農政局 内 容：（5）農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施 <u>及び指導</u> を行う。	3 指定地方行政機関 表中 機関名：東海農政局 内 容：（5）農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施 <u>に関する指導及び助言</u> を行う。	表記の整理
15	機関名：中部地方整備局 内 容：（2）初動対応 <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> 情報連絡員（リエゾン）等及び（略）	機関名：中部地方整備局 内 容：（2）初動対応 <u>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</u> <u>イ 情報連絡員（リエゾン）等及び（略）</u>	表記の整理
16	4 自衛隊 表中 機関名：自衛隊 内 容：（9） <u>炊飯</u> 及び給水を行う。 <u>（新設）</u> <u>（10）</u> 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。 <u>（11）</u> 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。 <u>（12）</u> その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。	4 自衛隊 表中 機関名：自衛隊 内 容：（9） <u>給食</u> 及び給水を行う。 <u>（10）入浴支援を行う。</u> <u>（11）</u> 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。 <u>（12）</u> 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。 <u>（13）</u> その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。	指定公共機関の追加に伴う修正
18	5 指定公共機関 表中 機関名：東邦瓦斯株式会社（東部導管センター、豊田営業所） <u>（追加）</u> 内 容：（2）発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 <u>（追加）</u>	5 指定公共機関 表中 機関名：東邦瓦斯株式会社（東部導管センター、豊田営業所） <u>（※）</u> 内 容：（2）発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 <u>（※）東邦ガスネットワーク株式会社含む。（以降同じ。）</u>	指定公共機関の追加に伴う修正
19	機関名： <u>（追加）</u> 内 容： <u>（追加）</u>	機関名： <u>楽天モバイル株式会社</u> 内 容： <u>（1）災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備</u>	指定公共機関の追加に

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2022年5月、10月修正）	修正（2023年修正）	備考
		の早期復旧を図る。 （2）災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。 （3）災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。	伴う修正
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進	
	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
23	1 市における措置 （2）防災ボランティア活動の支援 ア ボランティアコーディネーターの確保 （追加）行政、市民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、 （略）	1 市における措置 （2）防災ボランティア活動の支援 ア ボランティアコーディネーターの確保 市は、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、 （略）	表記の整理
	第2章 水害予防対策	第2章 水害予防対策	
	第2節 浸水想定区域における対策	第2節 浸水想定区域における対策	
31	1 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県（建設局）における措置） （1）区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川又は（追加）特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、（略）	1 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県（建設局）における措置） （1）区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、（略）	表記の整理
32	3 市における措置 （1）市地域防災計画に定める事項 ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（追加） （略） （追加）	3 市における措置 （1）市地域防災計画に定める事項 ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（ただし、（ウ）の施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。） （略） （4）市町村長の助言・勧告 市町村長は、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められ	表記の整理 水防法改正 （第15条）

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2022年5月、10月修正）	修正（2023年修正）	備考
		<u>た要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施 に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</u>	に伴う修正
34	6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 （2）訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施（追加）	6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 （2）訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市町村長への報告	水防法改正 （第15条） に伴う修正
	第5節 農地防災対策	第5節 農地防災対策	
36	2 関連調査事項 （略） また、防災重点（追加）ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、（略）	2 関連調査事項 （略） また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、（略）	農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の施行に伴う整理
	第3章 土砂災害等予防対策	第3章 土砂災害等予防対策	
	第2節 土砂災害の防止	第2節 土砂災害の防止	
39	1 県における措置 （4）土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。 （略） <u>オ 土石流危険渓流</u> <u>① 標識等による住民への周知</u> <u>② 土石流を受け止める砂防堰堤の設置</u> <u>カ 山地災害危険地区</u> 災害を未然に防止するため、必要な対策を講じる。（追加）	1 県における措置 （4）土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。 （略） <u>オ 山地災害危険地区</u> 災害を未然に防止するため、必要な対策を講じる。（追加）	土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査が全て終了したため
40	2 市町村における措置 （1）土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ア 市町村防災会議は、 <u>土砂災害危険箇所、山地災害危険地区等</u> に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮す	2 市町村における措置 （1）土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ア 町村防災会議は、 <u>土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区</u> に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮す	土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2022年5月、10月修正）	修正（2023年修正）	備考
	る。	る。	等の調査が 全て終了し たため
	第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	
46	2 市における措置 (略) <u>(追加)</u>	2 市における措置 (略) <u>(4) 市長の助言・勧告</u> 市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。	土砂災害防 止法の改正 に伴う修正
46	3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 (略) (2) 訓練の実施 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施 <u>(追加)</u>	3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 (略) (2) 訓練の実施 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施 <u>及び市長への報告</u>	土砂災害防 止法の改正 に伴う修正
	第4章 事故・火災等予防対策	第4章 事故・火災等予防対策	
	第3節 道路災害対策	第3節 道路災害対策	
50	市における措置 <u>(追加)</u>	市における措置 <u>(2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備</u> 県、県警察及び市町村は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある山（崖）くずれなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。	
	第5章 建築物等の安全化	第5章 建築物等の安全化	
	第3節 文化財保護対策	第3節 文化財保護対策	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2022年5月、10月修正）	修正（2023年修正）	備考
62	2 平常時からの対策 （1）国指定、県指定及び市指定文化財の所有者ごとに「文化財<u>防災</u>台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。 なお、<u>防災</u>台帳の内容は次のとおりとする。 ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名（<u>追加</u>） イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、<u>（追加）</u>その他） ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、<u>（追加）</u>その他） エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図（<u>追加</u>） （2）文化財<u>防災</u>台帳（非常災害時以外は非公表）を文化財課と文化財課足助分室に配備し、大規模災害時に備える。	2 平常時からの対策 （1）国指定、県指定及び市指定文化財の所有者ごとに「文化財<u>レスキュー</u>台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。 なお、文化財<u>レスキュー</u>台帳の内容は次のとおりとする。 ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・<u>変更履歴・所有者台帳</u> イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、<u>構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、</u>その他） ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、<u>所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、</u>その他） エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図・<u>写真</u> （2）文化財<u>レスキュー</u>台帳（非常災害時以外は非公表）を文化財課と文化財課足助分室に配備し、大規模災害時に備える。	文化財防災台帳の整備更新に伴う修正
	第4節 防災建造物整備対策	第4節 防災建造物整備対策	
63	2 県（教育委員会）、市（教育委員会）及び<u>国立私立各学校等</u>管理者における措置	2 県（教育委員会）、市（教育委員会）及び<u>国立・私立学校</u>管理者における措置	表記の整理
	第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2022年5月、10月修正）	修正（2023年修正）	備考
72	1 市における措置 （6）防災中枢機能の充実 ア 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、<u>（追加）</u>代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、（略） （7）防災関係機関相互の連携 <u>（追加）</u>市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。 <u>（追加）</u>	1 市における措置 （6）防災中枢機能の充実 ア 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、<u>再生可能エネルギー等の</u>代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、（略） （7）防災関係機関相互の連携 <u>ア</u> 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。 <u>イ 市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</u> <u>ウ 市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	第9章 避難行動の促進対策	第9章 避難行動の促進対策	
	■ 基本方針	■ 基本方針	
77	○避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に <u>避難情報</u> を発令する。	○避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。	表記の整理
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2022年5月、10月修正）	修正（2023年修正）	備考
77	表中 区分：第1節 気象警報や避難<u>勧告等</u>の情報伝達体制の整備 区分：第3節 避難<u>勧告等</u>の判断・伝達マニュアルの作成	表中 区分：第1節 気象警報や避難<u>情報</u>の情報伝達体制の整備 区分：第3節 避難<u>情報</u>の判断・伝達マニュアルの作成	表記の整理
	第4節 防災建造物整備対策	第4節 防災建造物整備対策	
79	市における措置 （1）マニュアルの作成 イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること （ウ）土砂災害警戒情報、<u>（追加）</u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布 <u>（追加）</u>、土砂災害危険度情報	市における措置 （1）マニュアルの作成 イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること （ウ）土砂災害警戒情報、<u>土砂キキクル</u>（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報	表記の整理
80	キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること （ア）避難の指示等を発令する基準は、（略）水防警報の<u>発令</u>など、（略）	キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること （ア）避難の指示等を発令する基準は、（略）水防警報の<u>発表</u>など、（略）	
	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の指定・整備等	第1節 避難所の指定・整備等	
86	市における措置 （2）指定避難所の指定 オ 要配慮者の避難状況等により、地区交流館及び旧町村支所を福祉避難所として別途提供する。また、介護等の専門的な支援が必要な要配慮者に対応するため、福祉サービス事業者等との連携強化を図り、協定施設の確保に努める。<u>（追加）</u> （3）避難所が備えるべき設備の整備 ウ バックアップ設備の整備 投光器、<u>自家発電設備</u>等	市における措置 （2）指定避難所の指定 オ 要配慮者の避難状況等により、地区交流館及び旧町村支所を福祉避難所として別途提供する。また、介護等の専門的な支援が必要な要配慮者に対応するため、福祉サービス事業者等との連携強化を図り、協定施設の確保に努める。<u>なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。</u> （3）避難所が備えるべき設備の整備 ウ バックアップ設備の整備 投光器、<u>再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備</u>等	防災基本計画の修正を踏まえた修正 防災基本計画の修正を踏まえた修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2022年5月、10月修正）	修正（2023年修正）	備考
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
89	1 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 避難行動要支援者対策 イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (ア) 避難支援等関係者となる者 市は、避難行動要支援者のうち、情報を提供することについて本人の同意を得られた者の名簿を、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。 避難支援等関係者は、自治区、自主防災会、民生委員、地域包括支援センター、消防団、豊田警察署・足助警察署とする。	1 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 避難行動要支援者対策 イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (ア) 避難支援等関係者となる者 市は、避難行動要支援者のうち、情報を提供することについて本人の同意を得られた者の名簿を、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。 避難支援等関係者は、自治区、自主防災会、民生委員、 <u>児童委員</u> 、 <u>地域包括支援センター</u> 、消防団、豊田警察署・足助警察署とする。	児童委員の追記（防災基本計画の表記と統一）
90	ウ 個別避難計画の作成等 (イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供 市は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。	ウ 個別避難計画の作成等 (イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供 市は、消防機関、警察、民生委員、 <u>児童委員</u> 、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、 <u>情報提供</u> の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。	表記の整理
91	(5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 (ア) 計画の作成等 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成（追加）するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施（追加）するものとする。 （追加）	(5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 (ア) 計画の作成等 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、 <u>市長に報告</u> するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、 <u>その結果を市長に報告</u> するものとする。	水防法の改正等に伴う修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2022年5月、10月修正）	修正（2023年修正）	備考
		<u>（オ）市長の助言・勧告</u> <u>市長は、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</u>	
	第11章 広域応援・受援体制の整備	第11章 広域応援・受援体制の整備	
	第1節 広域応援・受援体制の整備	第1節 広域応援・受援体制の整備	
96	市における措置 （6）受援体制の整備 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。<u>（追加）</u>	市における措置 （6）受援体制の整備 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。<u>また、県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u>	表記の整理
	第12章 防災訓練及び防災意識の向上	第12章 防災訓練及び防災意識の向上	
	第1節 防災訓練の実施	第1節 防災訓練の実施	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2022年5月、10月修正）	修正（2023年修正）	備考
100	2 県（教育委員会）、市（教育委員会）及び<u>国立私立各学校等</u>管理者における措置	2 県（教育委員会）、市（教育委員会）及び<u>国立・私立学校</u>管理者における措置	表記の整理
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報	
102	市及び名古屋地方気象台等における措置 （4）報道媒体の活用及び協力要請（略） <u>電気</u> 通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。 （5）過去の災害教訓の伝承 市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、市は教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。 <u>（追加）</u>	市及び名古屋地方気象台等における措置 （4）報道媒体の活用及び協力要請（略） 通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。 （5）過去の災害教訓の伝承 市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、市は教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。 <u>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u>	表記の整理 継続中の取組について、防災基本計画の書きぶりを踏まえて追記
	第3節 防災のための教育	第3節 防災のための教育	
102	1 県（教育委員会）、市（教育委員会）及び<u>国立私立各学校等</u>管理者における措置 （1）児童生徒等に対する防災教育 （略）また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、市消防本部防災学習センターの見学など学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する <u>（追加）</u> 。	1 県（教育委員会）、市（教育委員会）及び<u>国立・私立学校</u>管理者における措置 （1）児童生徒等に対する防災教育 （略）また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、市消防本部防災学習センターの見学など学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する <u>とともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。</u>	表記の整理 防災基本計画の修正を踏まえた修正
	第3編 災害応急対策計画	第3編 災害応急対策計画	
	第2章 避難行動	第2章 避難行動	
	■ 主な機関の応急活動	■ 主な機関の応急活動	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2022 年 5 月、10 月修正）	修正（2023 年修正）	備考						
114	表中 機関名 ：市 被害発生中：○立退きの <u>勧告</u> ・指示	表中 機関名 ：市 被害発生中：○立退きの指示	表記の整理						
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置							
115	表中 <u>（追加）</u>	表中 <table><tr><td><u>第 4 節</u> <u>広域避難</u></td><td><u>市</u></td><td><u>1 広域避難に係る協議</u></td></tr><tr><td></td><td><u>県</u></td><td><u>1 広域避難に係る協議</u> <u>2 居住者等の運送</u></td></tr></table>	<u>第 4 節</u> <u>広域避難</u>	<u>市</u>	<u>1 広域避難に係る協議</u>		<u>県</u>	<u>1 広域避難に係る協議</u> <u>2 居住者等の運送</u>	表記の整理
<u>第 4 節</u> <u>広域避難</u>	<u>市</u>	<u>1 広域避難に係る協議</u>							
	<u>県</u>	<u>1 広域避難に係る協議</u> <u>2 居住者等の運送</u>							
	第 1 節 気象警報等の発表、伝達	第 1 節 気象警報等の発表、伝達							
115	1 名古屋地方気象台における措置 名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報（該当する警戒レベル相当情報含む。ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社・ <u>中部地方整備局</u> ・日本放送協会 <u>名古屋放送局（追加）</u> に通知しなければならない。 同地方気象台は、気象業務法に基づく情報及び同法施行令に定める注意報等（ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。以下「注意報等」とする。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・ <u>中部地方整備局</u> ・日本放送協会 <u>名古屋放送局（追加）</u> に伝達する。	1 名古屋地方気象台における措置 名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報（該当する警戒レベル相当情報含む。ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社・日本放送協会・ <u>国土交通省機関</u> に通知しなければならない。 同地方気象台は、気象業務法に基づく情報及び同法施行令に定める注意報等（ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。以下「注意報等」とする。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・日本放送協会・ <u>国土交通省機関</u> に伝達する。	気象庁における「気象警報等の伝達系統図」更新等に伴う修正						
117	5 土砂災害警戒情報（名古屋地方気象台及び県（建設局）における措置） 名古屋地方気象台及び県は、 <u>分けられた区</u> ごとに、（略）	5 土砂災害警戒情報（名古屋地方気象台及び県（建設局）における措置） 名古屋地方気象台及び県は、 <u>市町村</u> ごとに、（略）	表記の整理						

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2022年5月、10月修正）	修正（2023年修正）	備考
119	図1 気象警報等の伝達系統図 ※気象庁から<u>東日本電信電話（株）又は</u>西日本電信電話（株）には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。	図1 気象警報等の伝達系統図 ※気象庁から西日本電信電話（株）には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。	気象庁における「気象警報等の伝達系統図」更新等に伴う修正
121	図5 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕） ※気象庁から<u>東日本電信電話（株）又は</u>西日本電信電話（株）には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。	図1 気象警報等の伝達系統図 ※気象庁から西日本電信電話（株）には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。	関係機関の整理
第2章 避難行動		第2章 避難行動	
第2節 避難情報		第2節 避難情報	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2022年5月、10月修正）	修正（2023年修正）	備考
123	1 市における措置 (1) 避難情報 ウ 「警戒レベル3」高齢者等避難 (略) なお、夜間、早朝に <u>避難指示</u> を発令するような(略) カ 事前の情報提供 (略) 特に、台風 <u>(追加)</u> による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。	1 市における措置 (1) 避難情報 ウ 「警戒レベル3」高齢者等避難 (略) なお、夜間、早朝に <u>高齢者等避難</u> を発令するような(略) カ 事前の情報提供 (略) 特に、台風や <u>線状降水帯等</u> による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。	表記の整理 防災基本計画の修正を踏まえた修正
124	(3) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台 <u>(追加)</u> 、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。	(3) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台 <u>(気象防災アドバイザー等)</u> 、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。	
	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	
	第1節 被害状況等の収集・伝達	第1節 被害状況等の収集・伝達	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2022年5月、10月修正）	修正（2023年修正）	備考																				
129	1 市の措置 （2）災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告（略） <u>この場合において、市長は、被害の発生地域、避難情報の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</u> （3）<u>（追加）</u> 行方不明者の情報収集 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で <u>（追加）</u> 行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、<u>（追加）</u> 行方不明者として把握した者が、（略） （4）火災・災害<u>等</u>即報要領に基づく報告 ア 市は、県の火災・災害<u>等</u>即報要領（略）	1 市の措置 （2）災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告（略） <u>報告にあたり、</u>市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。 （3）<u>安否不明者・</u>行方不明者の情報収集 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で<u>安否不明者・</u>行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、<u>安否不明者・</u>行方不明者として把握した者が、（略） （4）火災・災害<u>即報</u>要領に基づく報告 ア 市は、県の火災・災害即報要領（略）	防災情報システムの改修更新に伴う修正 「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」の反映 表記の整理																				
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請																					
	第3節 自衛隊の災害派遣	第3節 自衛隊の災害派遣																					
141	1 自衛隊における措置 （5）災害派遣の活動範囲 <table><tr><td>項目</td><td>内容</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>炊飯</u>及び給水</td><td>被災者に対し、<u>炊飯</u>及び給水を実施する。</td></tr><tr><td><u>（新設）</u></td><td><u>（新設）</u></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	項目	内容	（略）	（略）	<u>炊飯</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>炊飯</u> 及び給水を実施する。	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	（略）	（略）	1 自衛隊における措置 （5）災害派遣の活動範囲 <table><tr><td>項目</td><td>内容</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>給食</u>及び給水</td><td>被災者に対し、<u>給食</u>及び給水を実施する。</td></tr><tr><td><u>入浴支援</u></td><td><u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	項目	内容	（略）	（略）	<u>給食</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>給食</u> 及び給水を実施する。	<u>入浴支援</u>	<u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u>	（略）	（略）	防災基本計画の修正を踏まえた修正
項目	内容																						
（略）	（略）																						
<u>炊飯</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>炊飯</u> 及び給水を実施する。																						
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>																						
（略）	（略）																						
項目	内容																						
（略）	（略）																						
<u>給食</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>給食</u> 及び給水を実施する。																						
<u>入浴支援</u>	<u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u>																						
（略）	（略）																						
	第5章 救出・救助対策	第5章 救出・救助対策																					
	■ 主な機関の応急活動	■ 主な機関の応急活動																					

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2022年5月、10月修正）	修正（2023年修正）	備考
147	表中 機関名：県 被害発生中 欄 ○ 防災ヘリコプターの出動	表中 機関名：県 被害発生中 欄 ○ 防災ヘリコプターの出動<u>調整</u>	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。
	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	
	第2節 防疫・保健衛生	第2節 防疫・保健衛生	
155	1 市における措置 （8）栄養指導等 ア 市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 <u>（追加）</u>	1 市における措置 （8）栄養指導等 ア 市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。<u>また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	
	第1節 道路交通規制等	第1節 道路交通規制等	
162	2 自衛官及び消防吏員における措置 <u>（追加）</u> 派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、（略）	2 自衛官及び消防吏員における措置 <u>災害</u> 派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、（略）	表記の整理
	第2節 道路施設対策	第2節 道路施設対策	
163	1 中部地方整備局における措置 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う<u>ものとする</u>。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。	1 中部地方整備局における措置 （2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。	表記の整理
166	5 名古屋高速道路公社における措置 （1）道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ア <u>次により路上及び路下の点検を実施し</u>、被害状況及び交通状況の把握、復旧検討のための点検を行う。	5 名古屋高速道路公社における措置 （1）道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ア 被害状況及び交通状況の把握、復旧検討のための点検を行う。	表記の整理
	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2022年5月、10月修正）	修正（2023年修正）	備考
	第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営	
179	2 避難所運営 (7) 要配慮者への支援 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉避難所及び協定施設への移送、保健師などによる支援を行うこと。	2 避難所運営 (7) 要配慮者への支援 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・ 児童委員 、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉避難所及び協定施設への移送、保健師などによる支援を行うこと。	国の組織再編に伴う修正
	第10章 水・食品・生活必需品等の供給	第10章 水・食品・生活必需品等の供給	
	第2節 食品の供給	第2節 食品の供給	
185	1 市における措置 (3) 米穀の原料調達 ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（ 政策統括官 ）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。	1 市における措置 (3) 米穀の原料調達 ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（ 農政局長 ）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。	国の組織再編に伴う修正
	第13章 ライフライン施設等の応急対策	第13章 ライフライン施設等の応急対策	
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	
200	表中 区 分：第5節 通信施設の応急措置 機関名： 電気 通信事業者、移動通信事業者	表中 区 分：第5節 通信施設の応急措置 機関名：通信事業者、移動通信事業者	表記の整理
	第5節 通信施設の応急措置	第5節 通信施設の応急措置	
209	1 <u>電気</u>通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置	1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置	表記の整理
210	2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社（<u>追加</u>））における措置	2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、<u>ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社</u>）における措置（略）	指定公共機関の追加に伴う修正
	第16章 道路災害対策	第13章 ライフライン施設等の応急対策	
	■ 主な機関の応急活動	■ 主な機関の応急活動	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2022年5月、10月修正）	修正（2023年修正）	備考
221	表中 機関名：道路管理者 被害発生中：○他の道路管理者への応援<u>要求</u> 機関名：中部地方整備局 被害発生中：○他の道路管理者への応援<u>要求</u>	表中 機関名：道路管理者 被害発生中：○他の道路管理者への応援<u>要請</u> 機関名：中部地方整備局 被害発生中：○他の道路管理者への応援<u>要請</u>	表記の整理
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	
221	表中 区分：道路災害対策 機関名：道路管理者（中部地方整備局、県、市、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社） 主な措置：1（5）他の道路管理者への応援<u>要求</u>	表中 区分：道路災害対策 機関名：道路管理者（中部地方整備局、県、市、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社） 主な措置：1（5）他の道路管理者への応援<u>要請</u>	表記の整理
	第21章 大規模な火事災害対策	第21章 大規模な火事災害対策	
	大規模な火事災害対策	大規模な火事災害対策	
240	2 県（防災安全局、保健医療局）における措置 （3）防災ヘリコプターによる応急対策活動 <u>防災航空隊は、自ら又は市町村等から「愛知県防災ヘリコプター支援協定」に基づく防災ヘリコプターの出動要請があったときは、防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。</u>	2 県（防災安全局、保健医療局）における措置 （3）防災ヘリコプターによる応急対策活動 <u>救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく依頼により防災ヘリコプターを活用する。</u>	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。
	第22章 林野火災対策	第22章 林野火災対策	
	林野火災対策	林野火災対策	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2022年5月、10月修正）	修正（2023年修正）	備考
245	1 市における措置 (11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請 空中消火活動の必要があると認められる場合は、 <u>県に対して「愛知県防災ヘリコプター支援協定」</u> に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する（第5章第2節「航空機の活用」参照）	1 市における措置 (11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請 空中消火活動の必要があると認められる場合は、 <u>「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」</u> に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する（第5章第2節「航空機の活用」参照）	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。
246	2 県（農林基盤局、防災安全局、保健医療局）における措置 (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 <u>防災航空隊は、自ら又は市から「愛知県防災ヘリコプター支援協定」に基づく防災ヘリコプターの出動要請があったときは、防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。</u>	2 県（農林基盤局、防災安全局、保健医療局）における措置 (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 <u>救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく依頼により防災ヘリコプターを活用する。</u>	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。
第24章 学校における対策		第24章 学校における対策	
■ 主な機関の応急活動		■ 主な機関の応急活動	
255	表中 機関名：県 事後：○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 <u>（追加）</u> ○応援の要求・指示	表中 機関名：県 事後：○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 <u>○教科書等の給与（県立学校）</u> ○応援の要求・指示	表記の整理
255	表中 機関名：市 事後：○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の <u>支給（追加）</u> ○応援の要求	表中 機関名：市 事後：○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の <u>給与（市立学校）</u> ○応援の要求	表記の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2022年5月、10月修正）	修正（2023年修正）	備考
255	表中 機関名：国立・私立学校設置者（管理者） 事後：○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 <u>（追加）</u> ○応援の要求	表中 機関名：国立・私立学校設置者（管理者） 事後：○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 <u>○教科書等の給与（私立学校等）</u> ○応援の要求	表記の整理
	第4節 教科書・学用品等の給与	第4節 教科書・学用品等の給与	
258	1 市における措置 （1）児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立<u>小・中学校等</u>の児童<u>及び</u>生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。	1 市における措置 （1）児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立学校の児童・<u>生徒</u>に対して、教科書・学用品等を給与する。	表記の整理